



# 宮 崎 県 公 報

平成23年10月27日（木曜日） 第 2332 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

○企業局職員定数配置規則の一部を改正する規則（行政経営課） 1

### 告 示

- 平成23年10月1日から平成24年3月31日までの期間における特定調達契約に係る競争入札参加資格……………（総務事務センター） 1
- 有害図書類の指定……………（こども家庭課） 2

頁

- 有害興行の指定……………（こども家庭課） 3
  - 民有林の保安林の指定予定（5件）……………（自然環境課） 3
  - 道路の区域の変更（4件）……………（道路保全課） 4
  - 道路の供用の開始（3件）……………（ ” ） 5
  - 建築基準法に基づく道路の位置の指定（2件）（建築住宅課） 6
- ### 公 告
- 採石業務管理者試験の合格者……………（工業支援課） 6
  - 土地改良区の役員の就退任の届出（2件）……………（農村整備課） 6
  - 土地改良区の役員の退任の届出……………（ ” ） 7
  - 落札者等の公告（3件）…………… 7

## 規 則

企業局職員定数配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第46号

#### 企業局職員定数配置規則の一部を改正する規則

企業局職員定数配置規則（昭和32年宮崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第2条 職員の定数は、 <u>146人</u> とする。	第2条 職員の定数は、 <u>117人</u> とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

## 告 示

### 宮崎県告示第 879号

平成23年10月1日から平成24年3月31日までの期間において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次のとおり告示する。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 調達をする物品等又は特定役務の種類  
別表に掲げる種目のとおり
- 競争入札の参加者の資格  
物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
  - 申請の方法  
要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格申請書（以下

「申請書」という。）及びその申請書に添付する書類（要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。）は、持参又は送付（郵便にあっては、書留に限る。）により提出すること。

なお、申請書類（申請書及びその申請書に添付する書類をいう。以下同じ。）を提出する際は、参加希望の入札案件名を申し出ること。

#### (2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時（土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時まで）受け付けるが、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

#### (3) 申請書類の配布及び提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26) 7208

なお、申請書類は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロード可能。

#### (4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものに

- は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 4 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、郵便により通知する。
- 5 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 有効期間  
資格を取得した日から平成26年9月30日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
有効期間の更新を希望する者は、平成26年7月1日から平成26年7月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に有効期間更新の申請を行うこと。
- 6 その他  
要綱に基づき資格を有している者（この告示の公表の際現に資格の申請を行っている者を含む。）は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

別表

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機類	紙・文具
		事務機器
		OA機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器
		防災保安機器
		工作機器
		その他
	医療・理化学機器類	医療機器
		理化学機器
		計測機器
		介護福祉機器
	農林水産・土木機器類	農林水産業機器
		建設土木機器
	材料類	土建用資材
		標識
		塗料
		諸材
	車両・船舶・航空機類	車両販売・整備
		船舶販売・整備
		航空機販売・整備
		バイク・自転車
	印刷類	平版活版
軽印刷		
フォーム印刷		
特殊印刷		
青写真 航空写真・マイクロ写真		
薬品類	医薬品	

	燃料類	農業薬品
		化学工業薬品
	家具・木工類	石油製品
		高圧ガス
	寝具・被服類	家具・木工
		室内装飾・畳
		寝具
		被服・装備品
	百貨・日用品類	消防・警察用品
		靴・鞆
		百貨
		記念品・美術品
		写真・カメラ
		時計・貴金属
		ガラス・陶器
楽器		
スポーツ用品		
金物・荒物・雑貨		
看板・旗類	食品	
	看板	
その他	旗・染物	
	シート・テント	
	肥飼料・種苗	
	書籍	
	古物買受	
	その他	
	サービス（役務の提供）	賃貸業務
電算機器		
事務機器		
広告・宣伝	その他	
	広告代理	
	催事企画展示	
	デザイン制作	
電算業務	その他	
	電算処理（システム開発を含む。）	
	データエントリー	
その他	その他	
	クリーニング	
	運送	
	廃棄物処理	
	調査・研究・検査	

宮崎県告示第 880号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第13条第1項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定した。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	発行所名	指定年月日
23年-10	書籍	恋愛天国パラダイス 11月号 (2011年9月19日発行・発売)	株式会社竹書房	平成23年10月14日

23 -11	書籍	恋愛白書パステル 11月号 (平成23年9月24日発行・発売)	宙おおぞら出版
23 -12	書籍	絶対恋愛スウィート 10月号 (2011年10月号(毎月10日発行)(9月10日発売))	笠倉出版社
23 -13	書籍	麗人Bravo! 2011秋号 (平成23年9月13日発行・発売)	株式会社竹書房
23 -14	書籍	Boy's LOVE 10月号 (平成23年10月1日発行)	株式会社ジュネット
23 -15	書籍	BOY's ピアス 11月号 (平成23年11月1日発行)	株式会社ジュネット
23 -16	書籍	恋愛MAX ラブマックス 10月号 (平成23年9月6日発行)	秋田書店
23 -17	書籍	派遣社員はおねだりする (2011年7月21日 初版発行)	株式会社竹書房
23 -18	書籍	もえ♥まに (2011年8月10日 初版発行)	株式会社竹書房
23 -19	書籍	恋♡カフェによろこそ!!① (2011年8月10日 初版発行)	株式会社竹書房
23 -20	書籍	ヒメゴトマタニティ (2011年8月20日 初版発行)	株式会社竹書房
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

## 宮崎県告示第 881号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
23年-32	映画	女囚 701号 さそり外伝	藤原組、竹書房、新東宝映画 <新東宝映画>	平成23年10月20日
23 -33	映画	義父の求愛 やわ肌を這う舌	竹洞組 <オービー映画>	
23 -34	映画	人妻の恥臭 めめる股ぐら	山崎組 <オービー映画>	
23 -35	映画	あぶない美乳 悩殺ヒッチハイク	森山組 <オービー映画>	
23 -36	映画	ホーボー・ウィズ・ショットガン (原題) HOBOWITH A SHOTGUN	ショウゲート(カナダ)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

## 宮崎県告示第 882号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字宮浦字串平32-32-ロー1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字串平3232-ロー1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 883号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字酒谷字割籠谷甲4565-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字割籠谷甲4565-3(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 884号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字酒谷字権現津留川向甲2137-1、甲2138、甲2140
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字権現津留川向甲2137-1・甲2138・甲2140(以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 885号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町大藤字引猿影甲3571-1、甲3572-1、甲3575-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字引猿影甲3571-1・甲3575-1(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 886号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字本城字樋口620-3(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 887号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年10月27日から平成23年11月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道2	延岡市松山	旧	8.9 ~	1071.8

18号	町1221番 4 23地先から 同市古川町 82番22地先 まで		17.9	
		新	14.1～ 19.0	1071.8

## 宮崎県告示第 888号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年10月27日から平成23年11月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字上椎 葉1739番38 地先から同 郡同村同大 字同字1739 番30地先ま で	旧	35.2～ 42.1	44.7
				新	31.2～ 35.7	44.7

## 宮崎県告示第 889号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年10月27日から平成23年11月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
28	県道	日南高 岡線	宮崎市高岡 町上倉永字 八久保1102 番 490地先 から同市同 町上倉永同 字1102番 4 92地先まで	旧	10.2～ 13.0	14.9
				新	10.2～ 19.9	14.9

## 宮崎県告示第 890号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年10月27日から平成23年11月10日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
439	県道	市木南 郷線	串間市大字 市木字川渕 6258番地先 から同市同 大字同字62 66番地先ま で	旧	6.5 ～ 12.5	96.5
				新	6.5 ～ 14.2	97.5

## 宮崎県告示第 891号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年10月27日から平成23年11月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
28	県道	日南高 岡線	宮崎市高岡 町上倉永字 八久保1102 番 490地先 から同市同 町上倉永同 字1102番 4 92地先まで	平成23年10月27日

## 宮崎県告示第 892号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年10月27日から平成23年11月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
352	県道	野首麓 線	宮崎市大字 糸原字表馬 場3482番 1 地先から同 市同大字字 上蘭3436番	平成23年10月27日

2 地先まで

**宮崎県告示第 893号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年10月27日から平成23年11月10日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
439	県道	市木南郷線	串間市大字市木字川淵6258番地先から同市同大字同字6266番地先まで	平成23年10月27日

**宮崎県告示第 894号**

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 23-4	有水サチ子	小林市堤字金鳥居3040番 6	6.00 ～ 6.04	54.40	平成23 年10月 11日

**宮崎県告示第 895号**

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 23-5	有限会社川上建設代表取締役川上勝男	小林市堤字亀尾原3114番 1、3115番 9	6.00 ～ 6.40	71.81	平成23 年10月 13日

**公 告**

平成23年10月14日に実施した第40回採石業務管理者試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

3、5、7、8

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、鈴町土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	金 丸 學	宮崎市佐土原町下田島6983番地の1
理 事	青 木 浩 二	宮崎市佐土原町下田島 970番地
理 事	岩 切 鉄 也	宮崎市佐土原町下田島 12147番地
理 事	岩 切 成 司	宮崎市佐土原町下田島 11859番地イ号
理 事	吉 原 敏 宏	宮崎市佐土原町下田島7897番地
理 事	友 行 龍 治	宮崎市佐土原町下田島8221番地
理 事	杉 尾 正 利	宮崎市佐土原町下田島 11850番地
監 事	太 田 勝 己	宮崎市佐土原町下田島 12271番地1
監 事	安 藤 定 彦	宮崎市佐土原町下田島9176番地

(任期：平成25年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	村 上 勝 一	宮崎市佐土原町下田島7906番地
理 事	川 人 和 弘	宮崎市佐土原町下田島9113番地
理 事	岩 切 鉄 也	宮崎市佐土原町下田島 12147番地
理 事	青 木 浩 二	宮崎市佐土原町下田島 970番地
理 事	吉 原 敏 宏	宮崎市佐土原町下田島7897番地

理事	杉尾 誠	宮崎市佐土原町下田島 12148番地1	配水係事	綾 教 安	高千穂町大字三田井33番地7
理事	岩切 俊明	宮崎市佐土原町下田島 11841番地	工事係事	工 藤 春 喜	高千穂町大字岩戸 608番地
監事	金丸 學	宮崎市佐土原町下田島6983番地の1	工事係事	花 田 辰 生	高千穂町大字三田井1588番地
監事	太田 勝己	宮崎市佐土原町下田島 12271番地1	代表監事	富 高 照 男	高千穂町大字三田井4940番地
			副監事	大 賀 和 徳	高千穂町大字三田井5843番地7
			監事	工 藤 寛	高千穂町大字岩戸 875番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高千穂土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事長	田 崎 耕 平	高千穂町大字三田井5654番地
副理事長	興 梶 利 男	高千穂町大字三田井6249番地ロ
会計係事	富 高 教 夫	高千穂町大字三田井4830番地
配水係事	工 藤 隆 生	高千穂町大字岩戸1742番地
配水係事	綾 教 安	高千穂町大字三田井33番地7
配水係事	花 田 辰 生	高千穂町大字三田井1588番地
工事係事	工 藤 春 喜	高千穂町大字岩戸 608番地
代表監事	大 賀 和 徳	高千穂町大字三田井5843番地7
副監事	工 藤 寛	高千穂町大字岩戸 875番地
監事	花 田 忠 則	高千穂町大字三田井1599番地

(任期:平成26年9月20日まで)

#### 2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事長	田 崎 篤 志	高千穂町大字三田井4682番地
副理事長	興 梶 利 男	高千穂町大字三田井6249番地ロ
会計係事	田 崎 耕 平	高千穂町大字三田井5654番地
配水係事	工 藤 隆 生	高千穂町大字岩戸1742番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、沖水川筋土地改良区(都城町)の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

#### 1 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事	立 野 国 寿	都城市乙房町 133番地2
理事	白 浜 砂 雄	都城市郡元4丁目21番地1号

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 落札に係る調達件名の名称及び数量  
放置駐車違反管理システム一式の賃貸借
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
- 落札者を決定した日  
平成23年10月6日
- 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 南九州支店  
鹿児島市鴨池新町6-6
- 落札金額  
124,551,000円
- 一般競争入札の公告を行った日  
平成23年8月25日

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 落札に係る調達件名の名称及び数量  
LAN用端末機器等一式の賃貸借
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号

- 3 落札者を決定した日  
平成23年10月12日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社システム開発  
宮崎市大橋 3 丁目 101 番 1 号
- 5 落札金額  
392,238,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成23年 9 月 1 日

**落札者等の公告**

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成23年10月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 随意契約に係る調達件名の名称及び数量  
県警W A N用サーバ機器一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成23年10月12日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
N E C キャピタルソリューション株式会社 九州支社  
福岡市博多区御供所町 1 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額  
190,152,900円
- 6 随意契約による理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 2 第 1 項  
第 8 号に該当